

## 船舶事故調査報告書

平成24年4月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年3月11日 17時54分ごろ
発生場所	愛媛県伊予市高野川河口付近 <sup>こうのがわ</sup> 上灘港西防波堤灯台から真方位051° 1.56海里付近 （概位 北緯33°42.4′ 東経132°39.6′）
事故調査の経過	平成23年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 巡視艇 みつかぜ、24トン 134966、国土交通省 19.60m×4.30m×2.31m、鋼 ディーゼル機関2基、1,338kW（合計）、平成6年6月23日 B 巡視艇 24トン
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成元年3月29日 免状交付年月日 平成21年3月25日 免状有効期間満了日 平成26年7月8日
死傷者等	なし
損傷	A 両舷プロペラ全翼、舵軸、舵板及びプロペラ軸の曲損、船底外板に亀裂を伴う凹損、機関室及び乗組員居住区への浸水に伴う濡損
事故の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約1.2m、船尾約1.6mの喫水で愛媛県松山市松山港を出港して伊予灘を航行していたところ、B船から航行不能になったとの連絡を受けた。 A船は、航行不能になったB船が所在していた高野川河口付近に到着したのち、えい航しようとして風上である西南西方から前進し、陸岸から約50m沖のB船に接近したところ、船長Aが、一刻を争う事態であると察知し、船尾甲板上に準備していたえい航索に替えて長さ約20mの係留索を使用することにした。 A船は、B船の至近距離まで接近して停留し、係留索を船首から送ったが、船体の動揺が大きく、A船に係止することができなかった。 A船は、船尾方からの強い風浪を受けたので、船長Aが、主機を後進に使用して姿勢の回復を試みたが、船体の姿勢制御が困難な状況となり、北北東方に圧流され始め、平成23年3月11日17時54分ごろ両舷プロペラ等が海底に接触し、両舷主機が停止した。 A船は、主機を始動できずに着底を繰り返しながら圧流され続け、

	<p>18時00分ごろ高野川河口付近にある突堤先端部至近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>A船は、その後、天候の回復を待って離礁したが、船体等の損傷が著しく、廃船処理された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6</p> <p>海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>A船は、船尾甲板上にえい航索を準備していたが、遠距離からヒービングラインを発射するためのもやい銃及び錨を速やかに使用できる状態とせずにB船に接近した。</p> <p>B船は、航行が不能となった状態で陸岸に向けて圧流され、17時46分ごろ船尾船底部が着底する状況となり、18時00分ごろ高野川河口付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>B船は、17時50分ごろまでにA船の存在を認めていた。</p> <p>船長Aは、B船から西南西方約500mの地点に到着したとき、B船が陸岸に向けて大きく動揺しながら圧流されていることを知ったが、B船から、既に着底している旨の情報を得ていなかった。</p> <p>A船が着底した場所は、底質は礫<sup>れき</sup>であり、海図では水深は、5m以下と表示されている。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、高野川河口付近において、航行不能となったB船の救助作業中、船尾方からの風浪を受けて船体の姿勢制御が困難となり、圧流されたことから、高野川河口付近の浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、風上からB船に接近したものの、停留したとき、水深が浅い上に陸岸に近い水域で船尾からの風浪を受けたことから、主機を前進に使用することができず、船体の姿勢制御が困難になった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、高野川河口付近において、航行不能となったB船の救助作業中、船尾方からの風浪を受けて船体の姿勢制御が困難となり、圧流されたため、高野川河口付近の浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助対象となる船舶の状況を正確に把握すること。</li> <li>・救助作業を行う海域の水深を把握すること。</li> </ul>	